

# 蓄藏貨幣の研究（七）

小林 威雄

まえがき

第一章 広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣

第一節 貨幣の諸機能と蓄藏貨幣

第二節 広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣

第三節 貨幣蓄藏の金の代理者による代理の問題（以上第十五卷第二号所載）

第二章 單純な商品生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣

第一節 購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣

第二節 独立的な致富形態としての蓄藏貨幣

第三節 「貨幣準備金」としての蓄藏貨幣

第四節 世界貨幣の準備金としての蓄藏貨幣（以上同卷第三号所載）

第三章 資本制生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣

第一節 「蓄藏貨幣の第一形態」にぞくする蓄藏貨幣

第二節 「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣（以上同卷第四号所載）

第四章 信用制度のもとにおける蓄藏貨幣——兌換制下の蓄藏貨幣——

第一節 蓄藏貨幣の銀行への集積

第二節 銀行の準備金としての蓄藏貨幣

蓄藏貨幣の研究（七）

一	.....	(以上第十六卷第一号所載)
二	.....	(同卷第二号所載)
第三節	兌換制下の蓄蔵貨幣.....	(第十七卷第一号所載)
第五章	信用制度のもとにおける蓄蔵貨幣——兌換停止下の蓄蔵貨幣——	
第一節	兌換停止下の貨幣蓄蔵.....	(本号所載)
第二節	兌換停止下の蓄蔵貨幣	
あとがき		

## 第五章 信用制度のもとにおける蓄蔵貨幣

### ——兌換停止下の蓄蔵貨幣——

#### 第一節 兌換停止下の貨幣蓄蔵

銀行券とは、『資本論』の規定にしたがえば「いつでも持参人に支払われるところの、また銀行業者によつて私人の手に代置されるところの、銀行業者あての手形以外のなものでもない」<sup>(1)</sup>。銀行券は、ほんらい、その銀行券を發券銀行に持参すれば、それとひきかえに金の支払をうけることのできる紙券であり、發券銀行のいつでもそれとひきかえに金を支払うということ<sup>(2)</sup>を約束した手形であり、したがつて兌換銀行券である。ところで、銀行券の發行は、發券銀行にかぎられるわけであるが、私營の發券銀行は信用制度の發達にともなつて銀行券の發行をやめ、預金の取扱を主とする預金銀行に転化していき、銀行券を發行する發券銀行は、中央銀行にかぎられるようになる。つまり、信

用制度の発達にともなつて銀行券の発行は、中央銀行に集中され、統一されるようになり、銀行券発行の権限は、中央銀行の特権となる。したがつて、発達した資本制社会において流通する銀行券は、中央銀行券であるということになる。中央銀行券も銀行券であるのから、それは、中央銀行のいつでもそれとひきかえに金を支払うということに約束した手形である。中央銀行券は、一国における中央銀行が発行する銀行券であるから、その兌換性にたいする基礎は、一般の私営の発券銀行が発行する地方銀行券よりも強く、したがつてまた、中央銀行券にたいする信頼も厚い。したがつて、中央銀行券の流通する範囲は、一地方にかぎられずその国の全領域において流通することができる。それが流通しうる根拠は、それが信用貨幣として兌換性にたいする信頼が厚く、ゆるぎないという点にある。中央銀行券は、信用貨幣の最高の発展形態であるといえる。中央銀行券は、このようにその兌換性にたいする信頼が厚い、つまりそれが信用貨幣であるから流通することができるのであるが、中央銀行券は、さらに、「ナチオナルな信用」<sup>(2)</sup>を背後にもっている中央銀行の発行する銀行券であるということによつて、事実上または法律上、法貨たる地位があたえられており、国内においては、最終的な通貨として、法定支払手段として通用することができるものとしてみとめられている。したがつて、中央銀行券は、信用貨幣として兌換銀行券であると同時に、法定支払手段として法貨性をもっており、国内においては「現金」として、最終的な通貨として通用することがみとめられている紙券であるということになる。

中央銀行券が以上のようにそれが兌換銀行券であるばあいには、その「現実の金との同一性」、兌換性が維持され、確保されていなければならぬわけであるから、中央銀行は、この中央銀行券の兌換性を維持し、確保するために兌換のための準備金としての蓄蔵貨幣の形態にある金を保有していなければならないということになる。

ところで、一つの中央銀行の準備金としての蓄藏貨幣の形態にある金、いわゆる中央銀行の金準備は、ただ中央銀行券の兌換のための準備金としての使命をもつばかりでなく、他の使命、とくに世界貨幣の準備金としての使命をもっている。そこでいわゆる「危険な衝突」が生ずる可能性をもつわけであるが、兌換のための準備金としての使命と世界貨幣の準備金としての使命とのあいだの「衝突」においては、兌換のための準備金としての使命が犠牲にされる。したがって、中央銀行の金準備の窮極的な使命は、兌換のための準備金としての使命でなく、世界貨幣の準備金としての使命であるということになり、金準備を擁護する窮極的な目的は、世界貨幣の準備金の確保にあるということになる。このことは、非常のさいには、兌換を停止しても世界貨幣の準備金を維持し、確保しなければならぬということによって立証されている。「近代的産業の全歴史がしめすところによれば、もし国内の生産が組織化されているならば、金属は事実上、国際的取引の均衡に一時的なずれが生じたばあいに、それを決済するためにのみ必要とされるであろう。国内ではすでにいまや金属貨幣を必要としないということは、非常時に唯一の救済手段として訴えられるところの、いわゆるナチオナル・バンクの現金支払停止によって証明される<sup>(3)</sup>」。金は、国際収支の決済のために必要とされるにとどまり、国内的流通においては、現実の金は必要とされないというようになる。

ところで、中央銀行がその発行する中央銀行券にたいして兌換を停止するならば、いいかえれば、中央銀行は中央銀行券とひきかえに金を支払うということを停止するならば、その中央銀行券は、もはや兌換銀行券とはいえず、不換銀行券となる。

私営の発券銀行の発行する地方銀行券は、その兌換が停止されるようになれば流通することはできない。なぜならば、地方銀行券が一地方にかぎられているとはいえ流通することができるのは、その地方銀行券の「現実の金との同

一性」、兌換性がその地方銀行券を発行する発券銀行の準備金によって維持され、確保されているからであり、いいかえれば、その地方銀行券を発行した発券銀行にその銀行券を持参すれば、いつでも金の支払をうけることができるという信頼があるからである。かたんにいえば、地方銀行券の流通の根拠は、それが信用貨幣であるところにある。したがって、地方銀行券は、その兌換が停止されれば、その流通の根拠をうしなうことになり、そしてそれはその発券銀行の破産を意味するから、もはや流通することはできないわけである。

ところが、中央銀行券は、兌換を停止され、不換銀行券となったのちも、なお国内において流通する。不換銀行券が流通するのは、中央銀行券にかざられるわけである。では、なぜ兌換が停止され、不換銀行券となってもなお中央銀行券は流通することができるのであろうか。

中央銀行券もそれが兌換銀行券であるかぎりには、中央銀行券が流通しうる根拠は、それが信用貨幣として兌換性を持たないという点にある。だが、中央銀行は、さきにも述べたように、「ナチオナルな信用」を背後にもっており、その中央銀行が発行する中央銀行券は、さらに国内においては法貨たる地位があたえられており、法定支払手段として、最終的な通貨として通用することが定められている。地方銀行券は、兌換が停止されれば、それが流通しうる根拠をうしなない、したがって流通することができないが、中央銀行券は兌換が停止されてもなお流通するというのは、（中央銀行券もその金との兌換が停止されれば、それが信用貨幣としての流通しうる根拠はなくなる）それが兌換銀行券であったばあいでも、それが「ナチオナルな信用」を背後にもつ中央銀行の発行する銀行券であるということによって、国内においては法貨性をもち、法定支払手段として、最終的な通貨として流通していたからである。不換銀行券となった中央銀行券は、それが銀行券という形態をとっているにせよ、

もはやそれは金との兌換を約束していない、したがってその兌換性にたいする信頼にもとづいては流通することはできない。したがって、不換銀行券となった中央銀行券は、もはや信用貨幣であるということはできない。中央銀行券が不換銀行券となっても流通するのは、それが「ナチオナルな信用」<sup>4)</sup>「国家信用」(Statsskredit) によつてささえられており、国内において法貨たることがみとめられているからである。いいかえれば、不換銀行券となった中央銀行券が流通しうるのは、それに強制通用力が国家によってあたえられているからである。「不換銀行券は、…中略…それが事実上国家信用によつてささえられているばあいにはのみ、一般的な流通手段となりうる」<sup>4)</sup>。

このように不換銀行券となった中央銀行券は、国内においては、国家による強制通用力の付与によつてのみ流通することができるのであるから、それは不換国家紙幣の諸法則のもとにおかれている。「不換銀行券は、すでに展開された(第一巻第三章第二節C、鑄貨、価値章標)不換国家紙幣の諸法則に支配される」<sup>5)</sup>。

第四章第三節において、信用貨幣は金の「支払約束」が流通する形態をとつたものであるから、それは、金貨幣のようにそれ自身価値物であるものではなく、価値をあらわしている紙券であり、価値章標である、この価値章標であるという点においては、信用貨幣は強制通用力をもつ国家紙幣と共通している、しかし国家紙幣は、流通手段としての貨幣の機能から直接に生ずるのであるが、信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能のうちその自然発生的な根源をもっているものであり、それぞれの紙券を生ぜしめる根源はことなっている、ということについてふれておいた。<sup>6)</sup>

本来、中央銀行券は信用貨幣であり、したがってその発生の根源をたどれば、支払手段としての貨幣の機能から生じた紙券であるから、流通手段としての貨幣の機能から直接に発生する国家紙幣とはその発生の根源においてことなる。中央銀行券は、兌換を停止されてもお銀行券という名称のもとで、すなわち中央銀行券という形態において流

通ずる。しかし、すでにのべてきたように、この不換銀行券となった中央銀行券が流通しうる根拠は、国家のそれにたいする強制通用力の付与という点にある。不換中央銀行券が金貨幣のようにそれ自身価値物であるものでなく、価値をあらわしている紙券である、という広い意味において価値章標であるという点において不換中央銀行券も国家紙幣と共通している。しかし、不換中央銀行券と国家紙幣とのあいだには、さらにこの広い意味においてばかりでなく、いづれもが国家の強制通用力の付与によってのみ流通することができるといふ点においても、いいかえれば、いづれも狭い意味において価値章標であるという点においても共通している。不換中央銀行券は、その流通の根拠が国家の強制通用力の付与にあるという点にもとづいて、それは不換国家紙幣の諸法則にしたがうのである。

不換中央銀行券と国家紙幣とのあいだには、もちろんいろいろな相違がある。いまのべたように、不換中央銀行券と国家紙幣とは、それぞれを発生せしめる根源をことにしており、また一方は中央銀行券、他方は国家紙幣というようにそれぞれに呼称がことなる。さらに、国家紙幣は政府の支出として流通に投ぜられるの<sup>に</sup>たいして、不換中央銀行券は中央銀行の貸出という方法を通してあるいは諸銀行の預け金の払出を通して発行され、流通に投ぜられる。すなわち、それぞれが流通に投ぜられるかたちがちがいが、形式的にはそれぞれを流通に投ぜる主体がことなっている。不換中央銀行券と国家紙幣とのあいだにはこのような差異がある。しかし、中央銀行は、中央銀行券を発行しても、それによって自己にたいする債務をなら負うわけではない。ここでは、中央銀行の貸出は、公機関化した中央銀行のおこなう貨幣貸付となっており、ほんらいの銀行信用とはことなっている。中央銀行がこのように自己にたいする債務をなら負わないで中央銀行券を発行し、それによって貸出をおこなうことができるのは、その中央銀行券が国家の強制通用力をあたえられている紙券であり、法貨であるからにほかならない。したがって、不換国家紙幣の

諸法則に不換中央銀行券はしたがわなければならないわけである。

第四章第三節のはじめのところで、金貨幣は主要な流通費を形成するが、信用は、種々の形態の信用貨幣をつくりだし、それらが流通せしめられることによって金貨幣を節約し、したがって流通費の主要なものを軽減するという役割をはたすということについてのべた。資本制生産における総資本は、つねに流通費を節約しようとする意図する。信用は、一面においてこの総資本の意図にたいする役割をはたすわけであるが、この流通費をつねに節約し、軽減しようとする総資本の意図は、資本制生産の発達にともなうつよめられ、そしてそれは資本制生産において流通する貨幣形態を変化せしめる。はじめは金貨幣が流通し、そして金貨幣の流通とともに流通貨幣量の最低限度内における補助鑄貨あるいは国家紙幣が流通するようになり、さらに信用制度の確立とともに種々の形態の信用貨幣が流通するようになり信用によって金貨幣が節約されることになり、やがて兌換中央銀行券が国内において法定支払手段として、一般的な流通手段として流通するようになり、さいごには、不換銀行券となった中央銀行券が国内において一般的な流通手段として流通するようになる。不換中央銀行券が流通するようになると、中央銀行は、国内的流通にたいし現実の金を保有することを必要としなくなる。したがって、金貨幣を節約し、流通費を軽減しようとする資本の意図は、国内的流通においては、不換中央銀行券が一般的な流通手段として流通する段階において徹底されることになる。この意味においては、不換中央銀行券の流通は、資本にとっては願ってもないことであり、不換中央銀行券は、資本の要求にもっとも適した貨幣形態であるということができよう。しかし、不換中央銀行券は、中央銀行の自己の債務を約束した「支払約束」ではなく、金準備になんら拘束されることがないから、公機関である中央銀行によって理論的にはいくらでも発行しうる紙券となっており、そして、それは不換国家紙幣の諸法則にしたがうのであるから、不換

中央銀行券がもつばら流通する兌換停止下⇓不換制下においては、不換中央銀行券各片のあらわす金との代表関係はつねに不安定な状態にあり、不換中央銀行券各片のあらわす金量は固定していない。したがって、不換中央銀行券が流通必要金量をこえて増発されるようなことがあるばあいには、不換中央銀行券各片のあらわす金量は減少し、いわゆる減価が生じ、このことにもなつて諸商品の価格が騰貴するインフレーションという経済現象を生ぜしめる。不換中央銀行券がもつばら流通している兌換停止下⇓不換制下においては、インフレーションが<sup>(8)</sup>つねにひきおこされる可能性が<sup>(8)</sup>つねに存在しているわけである。

ここでは、不換中央銀行券と金との代表関係が相対的に安定している、いいかえれば不換中央銀行券各片のあらわす金量が相対的に安定しているという前提のもとで、まず兌換停止下の貨幣蓄蔵について考察することにする。

(1) *Das Kapital*, Bd. III, S. 440. 邦訳、『資本論』第三部、五七三ページ。

(2) 「たいていの国では、銀行券を発行する主要銀行は、ナチオナル・バンク(国民的銀行)とプライベート・バンク(私営銀行)の奇妙な混合物として、事実上、ナチオナルな信用を背後にもち、その銀行券は多かれ少なかれ法定支払手段である」

(a. a. O., Bd. III, S. 440. 邦訳、前掲書、第三部、五七三ページ、傍点——小林)。中央銀行が事実上「ナチオナルな信用」を背後にもっているとされている「ナチオナルな信用」とは、「信用貨幣——これは中央発券銀行であれば金で支払われる」という信頼に基づくものであるが——の信用とは異なるものであつて、不換紙幣でも必要とされるような『信用』のことである(講座『信用理論体系』、I、三宅義夫稿「第一章 概説——信用理論の体系」、五七ページ)。いいかえれば、「ナチオナルな信用」とは「国家信用」のことである。

(3) *Das Kapital*, Bd. III, S. 562. 邦訳、『資本論』第三部、七三一—二ページ。

(4) a. a. O., Bd. III, S. 569. 邦訳、前掲書、第三部、七四二ページ。エンゲルスの書きいれた文章。

(5) a. a. O., Bd. III, S. 569. 邦訳、前掲書、第三部、七四二—三ページ。エンゲルスの書きいれた文章。

(6) 第四章第三節において本文のように述べたはあいの価値章標は、それが金貨幣のようにそれ自身価値物ではなく、価値をあら

わしている紙券であるという広い意味における価値章標である。価値章標は、一般には不換国家紙幣であると解され、事実「強制通用力をもつ国家紙幣は、価値章標の完成された形態である」(Kritik, S. 121, 邦訳、『批判』、一二八ページ)とのべられている。このばあいの「価値章標」は、流通手段としての貨幣の機能から生ずるものであり、それが国内において流通するのは、国家の強制通用力がそれにあたえられているということにもついでている。そしてこのばあいの「価値章標」は、狭い意味における価値章標である。本文のまえのパラグラフのさいごに引用したエンゲルスの文章のなかにでてくる「価値章標」は、この狭い意味における価値章標である。なおつけくわえておけば、兌換銀行券は、前記の広い意味においては価値章標であるが、狭い意味においては価値章標とはいえない。ところが、不換銀行券となった中央銀行券は、狭い意味においても価値章標であると規定されるのである。

(7) 「かかる銀行券(不換中央銀行券——小林)を發行することによって行われる貸付は、公機関化した銀行の行う貨幣貸付であって、本来の銀行信用と同律に論じえないものである」(講座『信用理論体系』、I、三宅義夫稿「第三章商業信用と銀行信用」、二〇六ページ)。

(8) 不換中央銀行券が国内においてもっぱら流通しており、それが一般的な流通手段として機能している兌換停止下の「貨幣制度」を多くの論者は「管理通貨制度」とよんでいる。それは、国家がつねに中央銀行券(不換銀行券)の金との不安定な代表關係を「調整」すべく、いろいろの政策をもちいているという面からみて「通貨」を「管理」しているようにみえることから「管理通貨制度」というようによぶのであろうが、商品生産、しかも資本制商品生産を基礎としており、したがって生産は無政府的におこなわれている資本制生産のもとにおいては、流通はかかる生産に規定されており、それは資本制的流通である。このような資本制的流通のもとにおいて、「現実の金との同一性」、兌換性をもたない、そして不換国家紙幣の諸法則にしたがう不換中央銀行券がもっぱら流通している兌換停止下における不換中央銀行券のあらわす金量を「調整」し、「管理」することは、客観的に不可能である。「管理通貨制度」という言葉自体が問題となりうるし、検討を要する事柄であると思う。

まえにのべたように、兌換停止下における国内的流通においては、金貨幣は流通しておらず、国内において一般的な流通手段として機能している紙券は、不換中央銀行券である。金は、中央銀行に集中されており、中央銀行の準備

金として存在しているが、兌換のための準備金としての使命はもはや必要とされなくなっており、金は、ただ中央銀行にあって世界貨幣の準備金として機能しているにすぎない。

このように、兌換停止下の国内的流通においては、下換中央銀行券が一般的な流通手段として、法貨として、「現金」として流通しているが、兌換停止下においても商業信用にともなうところの商業手形は存在し、またそれは債権を移転することによって、ふたたび流通にはいり、流通する。しかし、この段階における商業手形は、兌換制下におけるような金または兌換中央銀行券の支払を約束した支払約束書ではなく、国内において強制通用力があたえられており、一般的な流通手段として流通することがみとめられている不換中央銀行券での支払を約束した支払約束書となっている。それが金または兌換中央銀行券の支払約束書ではなく、不換中央銀行券での支払約束書であるという点において、兌換制下における商業手形と兌換停止下における商業手形とを単純に同一視することはできないが、しかし兌換停止下における商業手形も商業信用にともなうて発生するのであり、そしてそれは裏書されて流通する紙券であるというところから、それは兌換停止下における流通しうる「支払約束」の一つの形態であるといえることができる。

また、銀行信用にもとづく銀行預金あてにふりだされる小切手、ないし小切手によって移転されうる銀行預金も兌換停止下において存在する。しかし、これらのものもこの段階においては、兌換制下におけるような金または兌換中央銀行券での支払を約束した銀行の「支払約束」ではなく、不換中央銀行券での支払を約束した銀行の「支払約束」となっている。したがって、この点においては、兌換制下におけるそれらとは区別して考えなければならぬ。しかし、それらが不換中央銀行券での支払を約束した銀行の「支払約束」であるとしても、銀行預金あてにふりだされる小切手、ないしは小切手によって移転されうる銀行預金は、銀行信用にもとづいて発生するものであり、しかも流通

しうる形態にあるのであるから、これらも兌換停止下における流通しうる「支払約束」の一形態であるといふことができる。<sup>(9)</sup>

つまり、兌換停止下においては、金貨幣の国内における流通はなく、また国内においては、金の支払を約束した中央銀行の「支払約束」であるところの兌換中央銀行券の流通もなく、さらに金または兌換中央銀行券での支払を約束したその他の種々の形態の信用貨幣の流通もない。兌換停止下における国内的流通においては、国家の強制通用力が付与され、法貨として、「現金」として流通することがみとめられている不換中央銀行券がもっぱら流通しており、それが一般的な流通手段となっており、そして、この不換中央銀行券での支払を約束した商業信用にともなう商業手形、銀行信用にともなう小切手などの「支払約束」が流通しており、また、ごく一部分は補助鑄貨が流通しているといふことになる。

(9) 商業信用にとづく不換中央銀行券での支払を約束している商業手形は、兌換停止下における流通しうる「支払約束」の一の形態であり、また銀行信用にとづく不換中央銀行券での支払を約束している銀行預金あてにふりだされる小切手、ないし小切手によって移転されうる銀行預金も、兌換停止下における流通しうる「支払約束」の一形態であるといふようにのべたが、このようにいうことができるのは、不換中央銀行券各片のあらわす金量が相対的に安定しているかぎりにおいて、また信用関係が正常におこなわれているかぎりにおいてのみである。このような前提のもとにおいてでなければ、本文においてのべたようなことはいえない。たとえば、インフレーションが現象しているようなばあいには、信用関係は正常にはおこなわれず、種々の「支払約束」の流通はみられなくなる。

さて、第四章第三節においてのべたように、投下されるべき資本は、貨幣形態をとっていなければならない。しかし貨幣そのものの形態は、金貨幣でなければならぬといふわけではなく、信用貨幣の形態でも、また価値章標（狭

(10) 義)でもさしつかえない。(11) 兌換停止下において投下されるべき資本がとる貨幣形態は、国家の強制通用力があたえられ、国内において一般的な流通手段として機能することがみとめられている不換中央銀行券（これは狭義の価値章標である）およびこの不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの「支払約束」である。したがって、兌換停止下においては、これらの貨幣形態で資本は投下され、資本の流通過程はこれらの貨幣形態によって遂行されるわけである。このように兌換停止下においては、資本の貨幣形態が不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手であらわれ、生産は資本制的生産であり、流通は資本制的流通である。したがって、資本の再生産過程における諸契機にもとづいておこなわれる貨幣蓄蔵は、兌換停止下においてもおこなわれなければならない。

貨幣蓄蔵は、それが広義の貨幣蓄蔵であろうが、また狭義の貨幣蓄蔵であろうが、すべて  $W \rightarrow G \rightarrow W$  という流通形態のもとにおいて、その第一環である  $W \rightarrow G$  で流通が中断されることによって、いかえれば、貨幣の流通が中断されることによっておこなわれる。

資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄蔵の諸契機については、すでに第三章においてのべたが、兌換停止下において資本がとる貨幣形態は、まえにのべたように、不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した商業手形、小切手などの「支払約束」の形態においてであるから、この資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄蔵いかえれば、資本の再生産過程における諸契機にもとづいておこなわれる貨幣蓄蔵は、これらの不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した商業手形、小切手などの「支払約束」によっておこなわれなければならないことになる。

資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄蔵の第一形態は、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵である。

資本の再生産過程における  $G \rightarrow W \wedge P_{mA}$  は時期をことにして継起的におこなわれる諸購買に分裂される。それは、生産過程を連続的にこなうためには、たとえば、生産的な在荷をつねに準備しておかなければならないが、この生産的な在荷に潜在的生産資本は、労働過程において使用される生産手段のそれぞれの諸要素によってそれぞれあいことなる一定の更新期間をもっているから、生産手段のそれぞれの諸要素はあいことなる一定の更新期日に購買され、補充される、つまり  $G \rightarrow W$  ( $P_m$ ) は必然的にあいことなる時期におこなわれる諸購買に分裂しなければならないからである。したがって、 $W \rightarrow G$  の行為によって貨幣形態に転形された資本つまり貨幣資本は、ふたたび生産資本に再転形されるにしても、 $G \rightarrow W \wedge P_{mA}$  が資本の再生産過程そのものの諸条件にもとづいて時期をことにして継起的におこなわれ、生産資本に再転形されていくのであるから、 $G$  の一部分は流通を中断せしめられることになり、このことを契機にして「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣、いいかえれば購買手段および支払手段の準備金としての貨幣資本、「準備貨幣資本」を形成する貨幣蓄蔵が必然的におこなわれる。以上のことは、すでに第三章第一節においてよりくわしくのべてある。<sup>(18)</sup>

兌換停止下においては、貨幣資本は、不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した「支払約束」という形態で存在することになるが、兌換停止下においても「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵はおこなわれる。ただ兌換停止下においておこなわれる「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、金貨幣の流通のもとにおいてはそれが金貨幣によっておこなわれ、兌換制下においてはそれが金の支払

を約束した種々の形態の信用貨幣によっておこなわれたのにたいして、国家の強制通用力の付与を根拠として一般的な流通手段として機能する不換中央銀行券、およびこの不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの「支払約束」によっておこなわれるといううちがある。しかし、貨幣形態が金貨幣であろうと、信用貨幣であろうと、不換中央銀行券であろうと、生産が資本制的生産であり、したがって、流通が資本制的流通であるかぎり、この「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵はおこなわれなければならないのである。

資本制生産および流通のもとにおけるもう一つの貨幣蓄蔵の形態は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵であるが、この貨幣蓄蔵は、よりくわしくいえば、つぎの三つの形態の貨幣蓄蔵にわかれる。その第一は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第一の「資本形態」である固定資本の減価償却基金を形成する貨幣蓄蔵であり、その第二は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第二の「資本形態」である「新たに蓄積された未投下貨幣資本」を形成する貨幣蓄蔵であり、その第三は、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第三の特殊な「資本形態」である「遊離貨幣資本」を形成する貨幣蓄蔵である。「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する以上三つの貨幣蓄蔵のうち、第一および第二の貨幣蓄蔵は、資本の再生産過程における必然的な契機にもとづいておこなわれる貨幣蓄蔵であり、第三の形態の貨幣蓄蔵は、一定の諸条件のもとにおいて偶然におこなわれる貨幣蓄蔵である。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の第一の「資本形態」である固定資本の減価償却基金を形成する貨幣蓄蔵は、固定資本の独自の回転にそれをおこなわしめる必然的な契機があり、 $W-G'$ によって転形された貨幣の一部分を構成する固定資本の磨損価値部分を購買にもちいないで、その流通を中断せしめておこなわれる。したがっ

て、この形態の貨幣蓄藏は、資本の再生産過程において必然的におこなわれる貨幣蓄藏である。

「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣の第二の「資本形態」である「新たに蓄積された未投下貨幣資本」を形成する貨幣蓄藏は、拡大再生産が資本制生産の本来の発展形態であり、それは資本制生産の一つの法則をなしているという資本制生産の性格にもとづいて必然的におこなわれる貨幣蓄藏である。この形態の貨幣蓄藏は、生産過程において生産された剰余価値をふくむ商品資本 ( $W'$ ) が貨幣資本 ( $G'$ ) に転形され、その剰余価値部分である  $g$  の一部分を、いいかえれば  $W' - G'$  によって実現された剰余価値  $g$  の一部分を購買にもちいないで、その流通を中断せしめるということによっておこなわれる。したがって、この形態の貨幣蓄藏も資本の再生産過程において必然的におこなわれる貨幣蓄藏である。

「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣の第三の特殊な「資本形態」である「遊離貨幣資本」を形成する貨幣蓄藏は、資本の回転期間や生産諸要素(生産手段および労働力)の価格や、生産物 ( $W$ ) の価格などのそれぞれの變動にもなう一定の諸条件のもとにおいて貨幣資本が資本の再生産過程にとって過剰となり、余分となるばあいに偶然的におこなわれる貨幣蓄藏であって、いわゆる「非自由意志的な貨幣蓄藏」<sup>(13)</sup> である。このように、この形態の貨幣蓄藏は、一定の諸条件のもとにおいて資本の再生産過程にとって過剰となり、余分となった  $G$  が流通を中断せしめられて偶然的におこなわれる貨幣蓄藏であるわけであるが、しかし、この「遊離貨幣資本」を偶然的にせよ生ぜしめる一定の諸条件は、資本制生産とともに存続する。したがって、この形態の貨幣蓄藏は、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏のなかで特殊な貨幣蓄藏であり、偶然的におこなわれるとはいえ、資本制生産とともに存続しておこなわれる貨幣蓄藏である。<sup>(14)</sup>

以上のような「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵のそれぞれ三つの貨幣蓄蔵は、兌換停止下においてもおこなわれる。しかし、兌換停止下における「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、金貨幣によってでもなく、また兌換制下におけるような金を支払うことを約束した種々の形態の信用貨幣によってでもなく、不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した小切手などの「支払約束」によっておこなわれるのである。

資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄蔵、すなわち「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、以上のべてきたように兌換停止下においても、不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの「支払約束」によっておこなわれる。ここで、兌換停止下における資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄蔵が、どうして不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの「支払約束」によっておこなわれるのか、そして、これらの紙券によっておこなわれる貨幣蓄蔵は、なんらの制限なしにおこなわれるのか、という問題が生じてくる。

(10) 註(6)を参照されたい。

(11) 「投下されるべき資本が貨幣形態で投下されなければならないという……事情は、この貨幣そのものの形態——それが金属貨幣であるか、信用貨幣であるか、価値章標などであるかということ——によっては止揚されなく」(*Das Kapital*, Bd. II, S. 360, 邦訳『資本論』第二部、四六六ページ)。なお、この引用文のなかにおける「価値章標」は、狭義の価値章標である。兌換停止下において一般的な流通手段として機能する不換中央銀行券は、国家の強制通用力の付与にもとづいてのみ流通することができるのであって、それは狭義においても価値章標である。したがって、不換中央銀行券は、引用文中の「価値章標」と理

解することができぬ。

(12) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(三)」(『立教経済学研究』第十五卷第四号所収) 参照。

(13) *Das Kapital*, Bd. II, S. 73, 邦訳『資本論』第二部、一〇二ページ。

(14) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(三)」(『立教経済学研究』第十五卷第四号所収) 参照。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、第三章第一節においてのべたように、購買手段および支払手段の準備金として貨幣状態にとどまり、生産資本に再転形すべく機能している貨幣資本であり、それはたえず流動し、たえず流通に流れこみ、たえず流通から帰ってきて、流通によって規定されており、流通のために資本の再生産過程のなかにおいてつねに存在している。したがって、この「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、「流通によって、かつ流通のために規定された」<sup>(15)</sup>貨幣蓄蔵であり、「流通のためおよび流通によって条件づけられた貨幣蓄蔵」<sup>(16)</sup>である。

「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、資本の循環における他の諸段階との関連によって機能している貨幣資本を形成する貨幣蓄蔵であるが、このようにそれが「流通によって、かつ流通のために規定された」貨幣蓄蔵であり、「流通のためおよび流通によって条件づけられた貨幣蓄蔵」であるので、この「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵をたんなる貨幣としての側面より考察するならば、それは単純な商品生産および流通のもとにおける「流通によって、かつ流通のために規定された」貨幣蓄蔵であり、「流通のためおよび流通によって条件づけられた貨幣蓄蔵」であるところの購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵とおなじ規定のもとにおかれている。

購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、第二章第一節(一)においてのべたように、流通手段としての貨幣の一部

分であり、流通手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている蓄蔵貨幣であつて、第一章第二節においてのべた規定にしたがえば広義においてのみ蓄蔵貨幣であるといえる蓄蔵貨幣である。したがつて、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、広義においてのみの貨幣蓄蔵である。

ところで流通手段としての貨幣は、ただちに消滅するにすぎないものとして存在している。すなわち、 $W \rightarrow G$ の結果、商品の価格を実現した $G$ は、流通手段として機能するかぎりは遅かれ速かれ $G \rightarrow W$ へとつづき購買にもちいられるから、 $G$ の交換価値の独立的な定在としての実在性は一時的であるにすぎない。そこで、貨幣は流通手段として機能するばあいには、たんなる象徴的な存在で充分であるということになり、価値章標(狭義)によつておきかえられることになる。<sup>(17)</sup>この流通手段としての機能から直接に生ずる価値章標は、強制通用力を付与されている国家紙幣である。購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、流通手段としての貨幣の一部分であり、そして流通手段としての貨幣の機能は、価値章標によつておきかえられることができ、国家紙幣がこの機能をはたすことができるのであるから、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、国家紙幣の形態において存在することができる。購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、国家紙幣によつておこなわれうることになる。

不換中央銀行券は、まえにのべたように、国家紙幣とは種々の相違点をもつが、しかし国家紙幣とおなじく国家の強制通用力の付与にそれが流通しうる根拠をもち、そして不換国家紙幣の諸法則にしたがつて、国内において一般的な流通手段として、「現金」として流通する。したがつて、不換中央銀行券は、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣として存在することができるし、また不換中央銀行券によつて購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がおこなわれうることになる。<sup>(18)</sup>しかし、この購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵が不換

中央銀行券によっておこなわれうるといふことは、購買手段の準備金としての蓄藏貨幣が流通手段としての貨幣の一部分であり、そして流通手段としての貨幣は、価値章標(狭義)によっておきかえられうるといふことにもとづいているのであるから、流通手段としての貨幣の機能から生ずることであるといふことになる。

(15) *Das Kapital*, Bd. II, S. 72, 邦訳『資本論』第二部、一〇二ページ。

(16) a. a. O., Bd. II, S. 344, 邦訳『前掲書』第二部、四四八ページ。

(17) 「諸商品の交換価値がこの過程においてうけとり、また金はその流通においてあらわす実在性は、ただ電気火花の実在性にすぎない。金はたとえ現実の金であっても、ただ仮象の金としてのみ機能し、したがってこの機能においてはそれ自身の章標によっておきかえられうむ」(*Kritik*, S. 120, 邦訳『批判』一二七ページ)。

「貨幣の機能的定在が、いわば、その物質的定在を吸収するのである。諸商品価格の一時的に客観化された反射としては、貨幣はもはやそれ自身の章標としてのみ機能するのであり、したがってまた章標によっておきかえられることができる」(*Das Kapital*, Bd. I, S. 134~5, 邦訳『資本論』第一部、二五七ページ)。

なお、これらの引用文における「章標」は狭義の価値章標である。

(18) 購買手段の準備金としての蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏は、不換中央銀行券によっておこなうことができるといつても、このことにたいしては一定の条件がつつけくわえられていなければならない。それは不換中央銀行券各片のあらわす量量が相対的に安定しており、不換中央銀行券が国内において一般的な流通手段として機能しているといふことである。このような条件が満たされていないインフレーションのばあいには、不換中央銀行券による購買手段の準備金としての蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏はすくなくなり、さらに、はげしいインフレーションのもとにおいてはおこなわれなくなる。

つぎに、支払手段の準備金としての蓄藏貨幣であるが、この形態の蓄藏貨幣についても第二章第一節(二)においてのべた。第二章第一節(二)においてのべたように、支払手段の準備金としての蓄藏貨幣は、支払手段としての貨幣の一部分であり、それは、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている蓄藏貨幣であつて、広義においてのみ蓄

蔵貨幣であるといえる蓄蔵貨幣である。したがって、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、広義においてのみの貨幣蓄蔵である。

ところで、支払手段という貨幣の機能は、『資本論』第一巻第三章第三節貨幣の(b)においてのべられているところの金の「貨幣としての貨幣」の諸機能のうちの一つの機能であるが、『資本論』のこの第三節貨幣の冒頭に金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたすのは、一方では、金の現身であらわれなければならないばあいであり、他方では、金の現身でも、またはその代理者によってでもはたされるが、その機能が、それを交換価値の独立的な定在として、たんなる使用価値としての他のすべての諸商品にたいして固定させるばあいである、ということがのべられている。「貨幣としての貨幣」の諸機能である貨幣蓄蔵、支払手段、世界貨幣という三つの機能が、この『資本論』においてのべられている二つのばあいのいずれのばあいにぞくするか、またとくに貨幣蓄蔵についてはどのように理解したらよいかということについては、すでに第一章第三節においてのべた。

支払手段としての貨幣の機能は、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいにぞくする。それは、支払手段としての貨幣の機能から商業手形が発生し、そしてこの商業手形は「本来の信用貨幣」である銀行券などの基礎をなし、これらの信用貨幣は流通することによって支払手段の機能を代理するからである。これらの信用貨幣は、たんなる使用価値としての商品にあいたいとして交換価値の独立的な定在としてあらわれる金の「貨幣としての貨幣」の機能である支払手段としての機能を代理するわけである。

種々の形態の信用貨幣が金の支払を約束した「支払約束」であるばあい、あるいは兌換中央銀行券が法定支払手段として、「現金」として流通しており、商業手形や小切手などのその他の信用貨幣が金または兌換中央銀行券での支

払を約束した「支払約束」であるばあいには、これらの信用貨幣は金とひきかえられる関係をもっており、かつこのことがまとめられていけば、これらの信用貨幣が金の代理者として支払手段の機能をはたすことができる、ということとを理解するのは、比較的容易なことであろう。ところが、兌換停止下においては、中央銀行券は、兌換を停止せしめられ、いつでも金とひきかえられるという関係をもっていない不換銀行券となっており、また商業手形や小切手などの「支払約束」は、この不換中央銀行券での支払を約束した紙券となっている。したがって、兌換停止下においては、金の代理者は、以前のように金とひきかえられる関係を直接にもつ紙券としては存在しないことになる。

では、兌換停止下においては、この代理者をどのようなものとして把握しなければならないのであろうか。

第一章第三節において、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第二のばあいにおける代理者とはどのようなものであろうか、と設問してつぎのようになされた。

「一国における貨幣制度が発達をとげ、健全であり、かつ正常的におこなわれているばあいにおいて、金との直接的な関係をもち、かつこのことが保証されている代理物、あるいは代表する金量が相対的に安定しており、支配的、一般的な流通手段として機能している代理物は、貨幣としての金の第二のばあいの機能を代理することができる」と。<sup>19)</sup>

ここで金との直接的な関係をもち、かつこのことが保証されている代理物とのべている紙券は、金の支払を約束している兌換中央銀行券、金または兌換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの信用貨幣である。兌換停止下において問題となる代理物は、その代表する金量が相対的に安定しており、支配的、一般的な流通手段として機能しているとのべた代理物である。この代理物については、いま引用した第一章第三節におけるパラグラフにおいてつぎのようになされた。「その代表する金量が相対的に安定しており、一般的な流通手段として機能している代理物

とは、金との直接的な関係はもたないが、相対的に安定している金量を代表しており、一般的な流通手段として機能しているかぎりにおける不換銀行券（つまり不換中央銀行券）である。不換銀行券（不換中央銀行券）が一般的な流通手段として流通している段階（兌換停止下<sup>11</sup>不換制下）においては、国内では金の流通はみられない。この段階においては、不換銀行券（不換中央銀行券）が「現金」として、法定支払手段として機能しており、商業手形、小切手などは、この不換銀行券（不換中央銀行券）の支払をもとにしたものとなっている。だが、不換銀行券（不換中央銀行券）のあらわす金量は、紙幣の流通法則にしたがっているもので、それが相対的に安定しているかぎりにおいて、そしてそれ（不換中央銀行券）が一般的な流通手段として機能する領域内において、（不換中央銀行券は）交換価値の独立的な定在としての金の機能を代理することができる。また、兌換停止下における商業手形、小切手なども、不換銀行券（不換中央銀行券）のあらわす金量が相対的に安定しているかぎりにおいて、そして、不換銀行券（不換中央銀行券）での支払が保証されているかぎりにおいて、まったく間接的にはあるが、交換価値の独立的な定在としての金の機能を代理することができる」と。<sup>20</sup>

兌換停止下において一般的な流通手段として、法定支払手段として、「現金」として流通する紙券は、不換中央銀行券である。不換中央銀行券は、それが一般的な流通手段として機能する領域内においては、すなわち国内においては、その代表する金量が相対的に安定しているかぎり交換価値の独立的な定在としての金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理する。なぜならば、兌換停止下における国内において一般的な流通手段として機能する紙券は、不換中央銀行券以外には存在しないからである（もちろん貨幣関係が正常的におこなわれているという前提のもとにおいてである）。また不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの「支払約束」も不換中央銀行券のあらわす

金量が相対的に安定しており、そしてその支払の約束が保証されているかぎりにおいて、まったく間接的にはあるが、兌換停止下の交換価値の独立的な定在としての金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理する。しかしながら、不換中央銀行券は、まえにのべたように、不換国家紙幣の諸法則にしたがい、その諸法則のもとにおかれている。したがって、不換中央銀行券がもつばら流通する兌換停止下においては、つねにインフレーションの可能性が存在している。不換中央銀行券が流通必要量をこえて増発されれば、各片の不換中央銀行券の代表する金量は減少し、減価が生じ、かくしてインフレーションが発生する。各片の不換中央銀行券の代表する金量が減少し、減価していくようなばあいには、不換中央銀行券は、交換価値の独立的な定在としての金の「貨幣としての貨幣」の機能の代理者としての役割を漸次うしなっていく。したがって、もっとも深刻な、はげしいインフレーションのもとにおいては、もはや不換中央銀行券は、交換価値の独立的な定在としての金の「貨幣としての貨幣」の機能の代理者であることはできなくなる。不換中央銀行券が兌換停止下において交換価値の独立的な定在としての金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理することができるのは、その代表する金量が相対的に安定しており、それが国内において一般的な流通手段として機能しているばあにかぎられるということは重要な点である。

以上のことから、兌換停止下においては、一般的な流通手段として、法定支払手段として流通し、その代表する金量が相対的に安定しているばあいにおける不換中央銀行券、およびこの不換中央銀行券での支払の約束が保証されている商業手形、小切手などは、国内において支払手段という金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理することができるということになる。

支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、まえにのべたように、支払手段としての貨幣の一部分である。そしていまの

べたように、兌換停止下においては、支払手段の機能は一定の条件のもとにおいてであるが、不換中央銀行券および不換中央銀行券での「支払約束」である商業手形や小切手などによってはたされる。したがって、兌換停止下においては、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣は、一定の条件のもとにおいては、不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した「支払約束」の形態で存在するし、また不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束した「支払約束」による支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がおこなわれる。しかし、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵が一定の条件のもとにおいては、不換中央銀行券などによっておこなわれるということは、支払手段としての貨幣の機能が一定の条件のもとにおいては、不換中央銀行券などによって代理されるということから生ずるのであるから、支払手段としての貨幣の機能から生ずることであるということになる。

以上、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がなぜ不換中央銀行券などによっておこなわれうるか、そしてそれぞれの貨幣蓄蔵が不換中央銀行券などでおこなわれうる限界などについてのべたが、兌換停止下の国内的流通においては、一定の条件のもとにおいてであるが、流通手段の機能が不換中央銀行券によって、また支払手段の機能が不換中央銀行券などによっておこなわれるから、不換中央銀行券によって購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がおこなわれ、また不換中央銀行券などによって支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がおこなわれることになる。

(19) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(一)」(『立教経済学研究』第十五巻第二号所収)四〇ページ。

(20) 前掲論文、四〇—一ページ、( )内は補筆。

ところで、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、まえにのべたように、たんなる購買

手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵ではなく、資本の再生産過程における必然的な諸契機にもとづいておこなわれる購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵であり、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、たんなる購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣とはことなり、資本の循環の他の諸段階との関連において機能している貨幣資本である。両者のあいだにはこのようなちがいがあがるが、しかし貨幣としての側面においてみるならば、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣も購買手段および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣である。したがって、いままでのべてきたように、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣は流通手段としての貨幣の機能にもとづいて、また支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣は支払手段としての機能にもとづいて、それぞれ兌換停止下においては、それが国内において一般的な流通手段として機能し、それがあらわす金量が相対的に安定しているばあいにおける不換中央銀行券での支払を約束した商業手形や小切手などの「支払約束」で存在することができる、したがって購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、不換中央銀行券のあらわす金量が相対的に安定しているばあい、そして不換中央銀行券が国内において一般的な流通手段として機能しているばあいには、不換中央銀行券あるいはこの不換中央銀行券での支払を約束した「支払約束」によっておこなわれるのであるから、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、兌換停止下においては、それがあらわす金量が相対的に安定しており、国内においてそれが一般的な流通手段として機能しているばあいの不換中央銀行券およびこの不換中央銀行券での支払を約束している「支払約束」の形態で存在することができる、したがって「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、兌換停止下においては、それがあらわす金量が相対的に安定しており、国内に

においてそれが一般的な流通手段として機能しているばあいの不換中央銀行券およびこの不換中央銀行券での支払を約束している商業手形や小切手などの「支払約束」によっておこなうことができるということになる。

以上のべてきたことは、兌換停止下における国内的流通のための「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣およびこの形態の蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵についてであるが、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、国内的流通のためばかりでなく、国際的流通のためのものもある。しかし、国際的流通のための「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、不換中央銀行券などによってはおこなうことはできない。それは、世界貨幣としての貨幣は現身の金が必要とされるからである。しかし、このばあいにも国際間の信用にもとづく外国為替手形よっての、すなわち「支払約束」の形態よっての代位がある。

兌換停止下における国内的流通においては、金貨幣は流通しておらず、また、金の支払を約束している信用貨幣は流通していないのであるから、国内的流通において金による貨幣蓄蔵はおこなわれえない、したがって、国内的流通における貨幣蓄蔵によっては金の現身における蓄蔵貨幣は形成されない。しかし、兌換停止下においても、世界貨幣として機能する貨幣は金そのものであり、世界貨幣の準備金としての蓄蔵貨幣は金の現身でなければならない。ここに兌換停止下における世界貨幣をめぐるの、また世界貨幣の準備金としての金属蓄蔵貨幣（中央銀行に集中されており、中央銀行の準備金として存在している）をめぐるの、各国における、また国際間における複雑化せしめられた貨幣についての諸問題を発生せしめる原因の一つがある。

(21) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究(三)」(『立教経済学研究』第十五卷第四号所収)二三〇―八ページ、参照。

つぎに、兌換停止下における「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵がどうして一定の条

件のもとにおいてであるが、不換中央銀行券および不換中央銀行券での支払を約束している「支払約束」の形態によっておこなわれうるのか、ということについて考察しよう。

「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏は、まえにのべたように、固定資本の減価償却基金を形成する貨幣蓄藏、「新たに蓄積された未投下貨幣資本」を形成する貨幣蓄藏、「遊離貨幣資本」を形成する貨幣蓄藏という三つの形態があるが、これらの形態の貨幣蓄藏の結果形成された「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、第三章第二節においてのべたように、資本の再生産過程から排除され、分離されており、その外部に存在している本来の意味において「遊休」している「遊休貨幣資本」、または本来の意味において「失業」している「貨幣形態で充用を待っている失業資本」である。これを、貨幣としての側面より考察するならば、それは、流通の外部に存在し、流通貨幣量から分離されている非流通手段としての貨幣であり、広義の蓄藏貨幣であるばかりでなく、狭義の蓄藏貨幣である。したがって、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏は、狭義の貨幣蓄藏である。狭義の貨幣蓄藏は、金の「貨幣としての貨幣」の諸機能のうちの一つである貨幣蓄藏である。金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたすのは、さきにのべたように、一方では、金の現身であらわれなければならないが、価値の独立的な定在として、たんなる使用価値としての他のすべての諸商品にたいして固定させるべきである。狭義の貨幣蓄藏は、金の「貨幣としての貨幣」の諸機能のうちの一つであるから、ここで、この狭義の貨幣蓄藏は、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす二つのばあいのいずれにぞくするかという問題が生じるが、この問題にたいしては、どのように考えなければならないかということについては第一章第三節においてのべた。つまり、狭義の貨幣

蓄蔵は、種々の契機にもとづいておこなわれ、したがって、それぞれの貨幣蓄蔵はその目的、役割をことにしているから、狭義の貨幣蓄蔵は、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第一のばあいには、あるいはその第二のばあいにぞくするとか、というようにいちがいにはできない。したがってこの問題にたいしては、それぞれの狭義の貨幣蓄蔵の契機、目的、役割などについて考察したうえで、それぞれの狭義の貨幣蓄蔵が金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす二つのばあいのいずれにぞくするかを考えなければならぬ。このように、それぞれの狭義の貨幣蓄蔵の契機、目的、役割などを考察したうえで、考えてみると、狭義の貨幣蓄蔵は、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第一の金の現身であらわれなければならないというばあいにぞくする貨幣蓄蔵もあり、また第二の金自身でも、またはその代理者によってもはたされるが、その機能が、それを交換価値の独立的な定在として、たんなる使用価値としての他のすべての諸商品にたいして固定させるばあいにぞくする貨幣蓄蔵もある<sup>(23)</sup>ということになる。

では、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は狭義の貨幣蓄蔵であるが、それは、金が「貨幣としての貨幣」の機能をはたす第一のばあいにぞくする貨幣蓄蔵であるか、あるいはその第二のばあいにぞくする貨幣蓄蔵であるか。そこで、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣が形成される契機、つまりこの形態の貨幣蓄蔵の諸契機、そしてその目的、役割などについて考察して、そのうえで、この問題について考えてみなければならぬことになる。

「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、第三章第二節においてのべ、さらに必要に応じていままでくりかえしのべてきているように、資本の再生産過程における必然的な、または偶然的な諸契機にもとづく貨幣蓄蔵によつ

て形成され、そしてこの資本の再生産過程から排除され、分離されて、流通の外部に存在しているけれども、それは一定の期間が到来したばあい、一定の大きさにたっしたばあい、あるいは資本の再生産過程が外的な諸事情にもとづいて攪乱されたばあいなどには、資本の再生産過程にたちもどるべく、流通にふたたびはいるべく規定されている蓄藏貨幣であり、したがって「遊休貨幣資本」である。すなわち「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣の第一の「資本形態」である固定資本の減価償却基金は、固定資本の新たな諸要素に再転形されて死滅した諸要素を填補するときに資本の再生産過程へふたたびは入り、流通に投ぜられる。その第二の「資本形態」である「新たに蓄積された未投下貨幣資本」は、それが「追加資本」として機能しうる大きさにたっすれば、資本の再生産過程のなかにはいりこみ、現実にこの過程で機能している既存の資本価値と一緒にたつて生産の規模を拡大するために生産資本の諸要素に転形され、流通にはいりこむ。また、この「新たに蓄積された未投下貨幣資本」は、資本の再生産過程が外的な諸事情によって攪乱されるばあいに、その攪乱を解決するための「準備金」として「特殊な副次的役割」<sup>(24)</sup>をもちたが、このようなばあいにもそれは流通にはいりこむ。さいごに、その第三の「資本形態」である「遊離貨幣資本」も、資本の再生産過程が外的な諸事情によって攪乱されるばあいに資本の再生産過程にたちもどり、流通にふたたびはいる。

このように、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、その三つの「資本形態」においてあきらかなように資本の再生産過程におけるそれぞれの必然的な、または偶然的な諸契機にもとづいて形成され、そしてそれぞれがった目的、役割をもっている。しかし、「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、そのいずれの「資本形態」においてもふたたび資本の再生産過程にたちもどり、流通にたちかえるべく規定されている蓄藏貨幣であり、したがって「遊休貨幣資本」である。「蓄藏貨幣の第二形態」にぞくする蓄藏貨幣は、このような蓄藏貨幣であるから、そ

れば、それが流通において購買手段として、あるいは支払手段として機能することができる、したがって貨幣資本として機能することができる貨幣形態であれば、いいかえれば、それが交換価値の独立的な定在として、たんなる使用価値としての諸商品にいたいすることが出来る貨幣形態であればよいことになる。つまり、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣は、交換価値の独立的な定在として諸商品にいたいする金の「貨幣としての貨幣」の機能を果たす蓄蔵貨幣であり、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、金が「貨幣としての貨幣」の機能を果たす第二のばあいにはぞくする貨幣蓄蔵であるということになる。

(22) 金が「貨幣としての貨幣」の機能を果たす第一の金の現身であらわれなければならないばあいにぞくする貨幣蓄蔵は、「独立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」(*Das Kapital*, Bd. I, S. 148, 邦訳、『資本論』第一部、二七六ページ、なお、拙稿「蓄蔵貨幣の研究(二)」、『立教経済学研究』第十五卷第三号所収、一九三―八ページ、参照)、および世界貨幣の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵(前掲論文、二〇六―八ページ、参照)である。

(23) 金が「貨幣としての貨幣」の機能を果たす第二のばあいにぞくする貨幣蓄蔵は、「貨幣準備金」としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵(前掲論文、二〇〇―二〇五ページ、参照)および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵である。

(24) *Das Kapital*, Bd. II, S. 80, 邦訳、『資本論』第二部、一一二ページ。

兌換停止下における国内的流通においては、不換中央銀行券が一般的な流通手段として、「現金」として流通している。そして、まえにのべたように、不換中央銀行券は、それが一般的な流通手段として流通する領域内において、つまり国内的流通において、その代表する金量が相対的に安定しているかぎり、交換価値の独立的な定在としての金の「貨幣としての貨幣」の機能を代理する。したがって、兌換停止下における国内的流通において一般的な流通手段として機能する不換中央銀行券は、その代表する金量が相対的に安定しているかぎりにおいては、国内的流通に

おける「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣として存在しうる貨幣形態となることができ<sup>(25)</sup>る。また、不換中央銀行券での支払を約束した小切手などの「支払約束」も、不換中央銀行券のあらわす量が相対的に安定しており、そしてその支払の約束が保証されているかぎりにおいては、国内的流通における「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣として、兌換停止下においては存在することのできる貨幣形態となりうるであろう。

このように、兌換停止下における国内的流通において「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣が、一般的な流通手段として機能しており、その代表する量が相対的に安定している不換中央銀行券の形態において、またはこのような不換中央銀行券での支払の約束であり、そしてその支払の約束が保証されている「支払約束」の形態において存在することができるならば、「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵は、国内的流通において一般的な流通手段として機能しており、その代表する量が相対的に安定しているばあいの不換中央銀行券によっておこなわれうるし、またこのような不換中央銀行券での支払の約束であり、そしてその支払の約束が保証されている「支払約束」によっておこなわれうるということになる。

以上、「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵が、兌換停止下においてはいかなる紙券によっておこなわれるか、そしてその紙券によってどうしてどのような条件のもとにおいてこれらの貨幣蓄蔵がおこなわれるか、ということについてのべてきた。ところで、兌換停止下においておこなわれる貨幣蓄蔵は、以上のべてきた「蓄蔵貨幣の第一形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵の資本制生産および流通のもとにおける貨幣蓄蔵ばかりでなく、いわゆる所得流通のもとにおいておこなわれる貨幣蓄蔵もある。

資本制生産のもとにおけるいわゆる所得流通は、剰余価値  $g$  の一部分を資本家がみずからの生活のために個人的な消費にあてる流通  $w | g | w$ 、および労働者が特殊な商品である労働力を資本家に販売し、そして労賃としてうけとる貨幣を労働者が生活のために消費する流通  $A | G | W$  がある。この所得流通における二つの形態の流通形態は、いずれも単純な商品流通形態である。<sup>(26)</sup>

これらの二つの流通形態で表現される所得流通において形成される蓄蔵貨幣、ないし所得流通における貨幣蓄蔵については第三章第二節のさいごのところでかんたんに考察したが、それは二つに大別される。

その一つは、「日常的消費に予定された準備金」<sup>(27)</sup>としての蓄蔵貨幣いいかえれば購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵および支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵である。前者は、つぎのようなことによつておこなわれる。すなわち  $W | G$ 、 $w | g$  の結果である貨幣は、いずれも労働者、資本家の個人的な消費にあてられる、つまり労働者、資本家の生活のために必要とされる諸商品を購入するためにもちいられるわけであるが、このばあいその生活のために必要とされる諸商品の購買は、一時におこなわれないで、継起的に時期をことにしておこなわれることによつて、一部分の貨幣は一時的に流通を中断されて貨幣蓄蔵がおこなわれる。この貨幣蓄蔵は、購買手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵であつて、広義においてのみの貨幣蓄蔵である。後者は、資本家や労働者が生活に必要な諸商品を一定の支払期日にその代金を支払うという契約にもとづいて購買したばあいにおこなわれる。このようなかたちで購買をしたばあいには、個人的消費にあてられる所得の一部分をその債務の支払のためにあてなければならぬわけであるから、所得の一部分による貨幣蓄蔵がおこなわれる。この貨幣蓄蔵は、支払手段の準備金としての蓄蔵貨幣を形成する貨幣蓄蔵であつて、広義においてのみの貨幣蓄蔵である。

所得流通のもとにおける購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏は、兌換停止下においてもおこなわれる。兌換停止下においては、くりかえしのべてきたように、兌換停止下の国内的流通においては一般的な流通手段として、「現金」として流通している紙券は、不換中央銀行券であり、また所得流通においては補助鑄貨も流通している。いずれも国家の強制通用力にもとづいて流通しているわけであるが、兌換停止下における所得流通もこれらによっておこなわれる。したがって所得流通においておこなわれる購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏は、兌換停止下においては、不換中央銀行券または補助鑄貨という貨幣形態でおこなわれる。なぜ、これらの貨幣形態において所得流通のもとにおける購買手段および支払手段の準備金としての蓄藏貨幣を形成する貨幣蓄藏がおこなわれうるかは、不換中央銀行券および補助鑄貨は、いずれも国内においては、強制通用力が付与されており、とくに不換中央銀行券は一般的な流通手段として機能しているからにほかならない。ただし、とくに量的にいつて問題となる不換中央銀行券は、不換国家紙幣の諸法則にしたがうのであるから、それがあらわす金量が相対的に安定しているかぎりであるということは重要な点である。

所得流通のもとにおいておこなわれる貨幣蓄藏のもう一つの形態は、たとえば、結婚、住宅、養育あるいは老後、不測のわざわいなどにそなえることを目的とした貨幣蓄藏である。この貨幣蓄藏は、 $W|G$ 、 $w|g$ の結果である貨幣の一部分を  $G|W$ 、 $g|w$  として、つまり購買にもちいないで、したがって流通を中断せしめて、それを流通の外部にひきあげることによっておこなわれる。<sup>(28)</sup>したがって、この形態の貨幣蓄藏は、広義においてばかりでなく、狭義の貨幣蓄藏である。兌換停止下においても、この形態の貨幣蓄藏は、おこなわれる。そして兌換停止下におけるこの形態の貨幣蓄藏もその代表する金量が相対的に安定しているばあいには不換中央銀行券によっておこなわれる。それ

は、それが兌換停止下における国内的流通において一般的な流通手段として機能する紙券であるからである。

以上のべてきたように、兌換停止下においても資本制生産および流通のもとにおける種々の形態の貨幣蓄蔵、およびいわゆる所得流通のもとにおける種々の形態の貨幣蓄蔵はおこなわれる。しかし、兌換停止下におけるこれらの種々の形態の貨幣蓄蔵は、その代表する金量が相対的に安定しており、国内的流通において一般的な流通手段として機能する不換中央銀行券をもとにおこなわれ、このような不換中央銀行券あるいはこの不換中央銀行券での支払を約束した商業手形、小切手などの「支払約束」によって、また所得流通においては一部分補助鑄貨によっておこなわれるのである。不換中央銀行券、不換中央銀行券での「支払約束」、また補助鑄貨など、いずれもそれら自身価値をもっているわけではけつしてなく、価値をあらわしている広義の価値章標であるにすぎない。したがって、兌換停止下における種々の形態の貨幣蓄蔵は、自己価値でない紙券などによっておこなわれるという意味において仮空の貨幣蓄蔵である。しかし、このような意味における仮空の貨幣蓄蔵は、兌換制下においてもおこなわれていた。したがって、このような意味における仮空性においてのみ兌換停止下における貨幣蓄蔵をとらえるならば、兌換制下における貨幣蓄蔵とのちがいをみいだすことはできない。兌換停止下における貨幣蓄蔵は、それが自己価値でない紙券などによっておこなわれるという意味においてばかりでなく、さらに不換国家紙幣の諸法則にしたがい、金との直接的な関係をもっていない、国家の強制通用力にもとづいてのみ国内的流通において一般的な流通手段として機能する不換中央銀行券をもとにしておこなわれる貨幣蓄蔵であるという意味においても仮空な貨幣蓄蔵なのである。

したがって、兌換停止下における貨幣蓄蔵は、国内的流通において一般的な流通手段として機能しており、その代表する金量が相対的に安定しているという条件のもとにおける不換中央銀行券およびこの不換中央銀行券での支払の

約束であり、かつその支払の約束が保証されている「支払約束」、さらにはその代表する金量が相対的に安定している補助通貨によっておこなわれるというように考えなければならぬ。

けれども、不換中央銀行券が一般的な流通手段としてもっぱら流通している兌換停止下においては、不換中央銀行券のあらわす金量はつねに不安定な状態にあり、固定されているものではないから、つねにインフレーションの可能性が存在している。兌換停止下における国内的流通の種々の形態の貨幣蓄蔵は、このような不安定の状態のもとにおいておこなわれているのであり、つねにインフレーションがおこりうる状態のもとでおこなわれているのである。

以上は、兌換停止下の国内的流通における貨幣蓄蔵についてであるが、貨幣蓄蔵は、世界貨幣の準備金としての蓄蔵貨幣を形成するという形態の貨幣蓄蔵もあつた。兌換停止下においても国際的流通において世界貨幣としての貨幣は、現実の金である。ところが、兌換停止下における国内的流通においては、金貨幣の流通はまったくみられず、また、金とひきかえうるような紙券の流通もない。したがって、兌換停止下においては、国内的流通を基礎としたいかなる貨幣蓄蔵によつても世界貨幣の準備金としての蓄蔵貨幣を形成することはできない。兌換停止下においては、世界貨幣の準備金としての蓄蔵貨幣は、中央銀行に中央銀行の準備金として集中されており、中央銀行の金準備が十全な意味における現実の蓄蔵貨幣なのであるが、それは、国内における金生産によつて、あるいは外国からの金の流入によつてのみ増加せしめられ、形成されるにすぎなくなっている。

(25) 『資本論』第二卷第二篇第十七章剰余価値の流通のところにつきのよう叙述がある。

「この追加的潜在的貨幣資本がみずからを表示しうるもつともかんだんな形態は、蓄蔵貨幣の形態である。この蓄蔵貨幣が、貴金属生産諸国との交換によつて直接または間接にうけとられた追加の金または銀だということは、ありうることである。またこうした仕方でのみ、一国内の貨幣蓄蔵額は絶対的に増大する。他方では、——そして多くのばあいにはそうだが——この蓄蔵

貨幣は、国内的流通からひきあげられた貨幣が個々の資本家の手で蓄蔵貨幣の形態をとったものにほかならない、ということも  
ありうる。さらに、この潜在的貨幣資本が、たんに価値章標であるか——われわれはここではまだ信用貨幣を度外視する——、  
あるいはまた、第三者にたいする資本家の、法定文書によって確認されたたんなる請求権 (Rechtsfict) だ、ということもあ  
りうる。すべてこれらのばあいには、この追加的貨幣資本は、その定在形態のいかんをとわず、それが将来、資本たるかぎりでは、  
社会の将来の追加的な年生産にたいする資本家の追加的な、かつ準備として保有される請求権以外にはぜんぜんなにも代表  
しない」(Das Kapital, Bd. II, S. 321, 邦訳『資本論』第二部、四一九—四二〇ページ)。

この文章において「追加的潜在的貨幣資本」、「潜在的貨幣資本」、「追加的貨幣資本」などとかかれてはいる資本は、「新た  
に蓄積された未投下貨幣資本」のことであって、したがって「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の「資本形態」の一つ  
である。ところで、この文章において、「追加的潜在的貨幣資本がみずからを表示しうるもつともかたんなる形態は、蓄蔵貨幣  
の形態である」とまずのべて、つぎに、(一)「この蓄蔵貨幣が、貴金属生産諸国との交換によって直接または間接にうけとられ  
た追加の金または銀だということは、ありうることである」とのべ、そして(二)「この蓄蔵貨幣は、国内的流通からひきあげ  
られた貨幣が個々の資本家の手で蓄蔵貨幣の形態をとったものにほかならない、ということもありうる」とのべているが、この  
(一)および(二)においてのべられている蓄蔵貨幣は、金属蓄蔵貨幣の形態において説明されている。このことはおなじ章の第  
一節単純再生産のところで「事態を単純化するために、もつとも単純な形態が、すなわち、もつぱら金属貨幣——現実的等価た  
る貨幣——だけが流通するものと想定される」(a. a. O., Bd. II, S. 325, 邦訳『前掲書』第二部、四二二—四二三ページ)とのべられて  
いることから理解することができる。したがって、「追加的潜在的貨幣資本」すなわち「新たに蓄積された未投下貨幣資本」  
は、この二つのばあいにおいては、金貨幣での蓄蔵貨幣形態にあるということになる。ところが、そのつぎには、(三)「さら  
に、この潜在的貨幣資本が、たんに価値章標であるか、……あるいはまた、第三者にたいする資本家の、法定文書によって確認  
されたたんなる請求権だ、ということもありうる」とのべられているが、この(三)においては、「この蓄蔵貨幣は……」という  
ようにはいわれず「この潜在的貨幣資本が……」というように叙述がはじめられているところから、ここでは「追加的潜在的貨  
幣資本」は、もはや「蓄蔵貨幣の形態」においては存在しないということをいいあらわしているのか、それとも「追加的潜在的  
貨幣資本」は「蓄蔵貨幣の形態」にはあるが、(一)および(二)のように金貨幣における蓄蔵貨幣の形態ではなく、その代理  
者による蓄蔵貨幣の形態にあるということをいいあらわしているのか、という疑問が生じてくる。(三)の後半であげられてい

る「第三者にたいする資本家の、法定文書によって確認されたたんなる請求権」とは、これだけでは具体的にどのようなものをさしているのかわからないが、その前半の「たんに価値章標」とあるのは、「われわれはここではまだ信用貨幣を度外視する」とされているのであるから、それは国家の強制通用力があたえられることによってのみ流通することのできる狭義の価値章標であると思われる。そして、この狭義の価値章標で「追加的潜在的貨幣資本」が存在することもあるという意味に解すれば、「追加的潜在的貨幣資本」は、蓄蔵貨幣の形態にあるが金貨幣の代理者である価値章標において存在することもある、というように考えられる。このように理解すれば、この叙述は、「追加的潜在的貨幣資本」つまり「新たに蓄積された未投下貨幣資本」という「蓄蔵貨幣の第二形態」にぞくする蓄蔵貨幣の一つの「資本形態」が狭義の価値章標によって代理されるということを、さらに具体化すれば、不換中央銀行券によってそれが代位されることができるといふことをいっている文章であるといふことになる。

(26) 拙稿「蓄蔵貨幣の研究（三）」（『立教経済学研究』第十五卷第四号所収）二五八ページ、参照。

(27) *Das Kapital*, Bd. II, S. 61, 邦訳、『資本論』第二部、八七ページ。

(28) 「労働者が賃銀から貯金するばあひには、……それは、かれが賃銀の一部分を蓄蔵貨幣に転形し、そのかぎりにおいて需要者・購買者としては登場しないといふことである」(a. o., Bd. II, S. 113, 邦訳、前掲書、第二部、一五四ページ)。